独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社神戸製鋼所	コード	5406
提出日	2026/6/4	異動（予定）日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	現在の独立役員の取締役任期満了に伴い、新たに選任予定の中西章裕、北山久恵、坂本倫子を新たに独立役員に指定するもの。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	北川　慎介	社外取締役	○										△					有
2	塚本　良江	社外取締役	○													○		有
3	中西　章裕	社外取締役	○							△							新任	有
4	関口　暢子	社外取締役	○													○		有
5	北山　久恵	社外取締役	○							△							新任	有
6	坂本　倫子	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社と同氏が2023年３月まで業務執行者を務めていた三井物産株式会社とは取引関係がございますが、同社は当社基準における「当社の主要な取引先（当社の連結総売上高の２％を超える取引先）」には該当いたしません。 また、同氏は、同社の業務執行者を退任して３年以上が経過しております。	資源エネルギー分野をはじめ経済産業政策に関わる豊富な経験及び当社とは異なる事業領域での経験に基づく産業界全般に対する高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、当社の取引先の業務執行者でありましたが、その状況は左記の通りであり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。
2	該当事項なし。	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、独立役員指定の制度の趣旨に鑑みて、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。
3	同氏は、2017年３月まで、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の業務執行者でありましたが、当社は同行のほか多数の金融機関と取引を行なっており、同行は当社基準における「当社の資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関」には該当いたしません。 また、同氏は、同行の業務執行者を退任して３年以上が経過しております。	金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識等、金融界における知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、当社の借入先の業務執行者でありましたが、その状況は左記の通りであり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しております。
4	該当事項なし。	産業界における当社とは異なる事業領域での財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験、他の上場企業の社外取締役としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、独立役員指定の制度の趣旨に鑑みて、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。
5	同氏は、2020年６月まで、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の業務執行者でありましたが、同法人は、当社基準における「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（当該法人の連結総売上高の２％以上の額）を得ている会計専門家」には該当いたしません。 また、同氏は、同法人の業務執行者を退任して３年以上が経過しております。	社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験、大手監査法人の経営幹部としての高い見識、他の上場企業の社外取締役としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、当社の会計監査人である監査法人の業務執行者でありましたが、その状況はは左記の通りであり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しております。
6	該当事項なし。	社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業経営における法務領域を中心とした豊富な経験、他の上場企業の社外取締役としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、独立役員指定の制度の趣旨に鑑みて、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。

４．補足説明

「取締役候補者指名にあたっての考え方」、「独立役員の基準」については当社ホームページ（http://www.kobelco.co.jp）　企業情報欄の「コーポレート・ガバナンス」に掲載の「神戸製鋼所のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方・取組み」に記載しております。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。